

執行委員長 A 1 殿

Y 1 会社

代表取締役 B 1

当社が、平成28年8月14日にフェイスブック上のウェブサイト「 Y 1 会社
社 ・別館」に貴組合を誹謗中傷したり、貴組合員に個別交渉を求める内容の記事を記載したこと及び退職者に同月17日付書面を送付したことはいずれも東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は文書を交付した日を記載すること。)

- 4 被申立人会社は、第2項及び前項を履行したときは、当委員会に速やかに文書で報告しなければならない。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

平成27年8月27日、被申立人 Y 1 会社
(以下「 Y 1 会社 」又は「会社」という。)の退職者有志は、申立外
A 2 組合 (以下「 A 2 組合 」という。)を結成した。A
2 組合 は、会社に対し退職金の支払を求めていたものの支払を受けられないことから、申立人 X 1 組合 (以下「組合」という。)に会社への対応を相談し、組合を上部団体とする支部組合となった。

12月1日、組合は、会社に対し、退職金等の支払を求めて団体交渉の申入れを行ったものの、会社は、何ら返答をせず、その後の組合による抗議行動及び団体交渉の申入れにも何らの対応もせず、団体交渉に応じないことから、28年2月10日、組合は、会社の行為が正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとして、本件不当労働行為救済申立てを行った。

会社の退職金制度には、会社が支払う退職金と、会社が加入する C 1 法人 (以下「C 1 法人」という。) から支給される脱退一時金等がある。組合と会社及び会社の代表取締役である B 1 社長 (以下「B 1 社長」といい、会社と併せて「会社ら」という。) とは、6月23日に実施された本件の第5回調査期日において、組合員を含む会社を退職した従業員 (以下「退職者」という。) について、C 1 法人の脱退一時金を退職者が受給するために必要である、C 1 法人の脱退手続 (以下「本件脱退手続」という。) を実施することに関して合意書を締結した (以下「本件合意」という。)

会社は、本件合意の履行期限である7月28日に開催された本件の第6回調査期日において、6月29日に組合員3名が会社に対し退職金等の支払を求める訴訟 (東京地方裁判所平成28年 (ワ) 第21411号退職金等請求事件。以下「別件訴訟」という。) を提起したことが信義誠実の原則に反するのではと和解解決の前提が崩れた等と主張し、8月6日、本件合意を白紙撤回する旨を記載した書面を組合に送付したため、組合は、会社に対し、8月12日付「通知書」を送付して抗議した。

これに対し、会社は、8月14日、インターネットのソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の一つであるフェイスブック上で会社が運営するウェブサイト「 Y 1 会社 ・ 別館」 (以下「本件サイト」という。) に別紙記載の記事 (以下「本件記事」という。) を記載するとともに、退職者に対し、同月17日付書面 (以下「8月17日付書面」という。) を送付した。

本件は、①8月14日に会社が本件サイトに本件記事を記載したこと、②会社が退職者に8月17日付書面を送付したことが、それぞれ組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

組合は、当初、請求する救済の内容として、「組合員の退職金支払い要求等を協議事項とする団体交渉を拒否することなく、誠実に行い、直ちに未払い退職金を支払わなければならない。」を求めていたが、9月7日付けで下記(1)の、10月31日付けで下記(2)のそれぞれ追加申立てを行い、11月

22日付けで申立て当初に請求していた上記救済の内容を取り下げた。

本件結審時において組合が請求する救済の内容の要旨は以下のとおりである。

- (1) 28年8月14日に本件サイトに記載した本件記事について、組合に謝罪し、本件記事を削除すること。
- (2) 8月17日付書面を退職者に郵送したことについて、謝罪し、郵送した退職者に対して訂正した書面を郵送すること。
- (3) 陳謝文の掲示並びに新聞及びSNSへの掲載

第2 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人組合は、平成5年12月20日に結成された、東京及び周辺地域の労働者を対象とするいわゆる地域合同労組である。本件申立時の組合員数は350人である。
- (2) A2組合は、27年8月27日に会社の退職者によって結成された労働組合であり、組合を上部団体とする支部組合となった。A2組合の支部長であるA3（以下「A3」という。）は、会社の親会社である申立外 C2会社に所属していたが、7月末日をもって同社を退社している。

【甲4、乙9、審査の全趣旨】

- (3) 被申立人会社は、ソフトウェア開発、SE派遣等を主たる目的とする株式会社であり、9月頃までの従業員数は55名であったが、本件申立て時点でB1社長以外の従業員は全員退職し、事業停止状態にある。

なお、会社では23年8月1日から申立外 C3が代表取締役を務めていたところ、27年8月28日付けで同人は退任し、B1社長が代表取締役に就任している。

【乙1、乙6、審査の全趣旨】

- (4) 申立外 C4会社（以下「C4会社」という。）は、Y1会社と同じくB1社長を代表取締役とする申立外 C2会社の子会社であり、本件申立て時点において事業停止状態にある。

【審査の全趣旨】

- (5) 申立外 A 4 は、C 4 会社の元社員であり、C 4 会社の元社員らで組織されている組合の支部組合の支部長として、C 4 会社に対し、未払賃金の支払を求める組合活動を行っていた者である。

【審査の全趣旨】

2 本件不当労働行為救済申立てに至る経緯

- (1) 会社の退職者有志は、8月27日、A 2 組合 を結成し、会社に対し、11月27日付通知書をもって、10月末日現在で未支給となっている退職金を支払うよう請求した。しかしながら、会社から退職金が支払われないことから、A 2 組合 は、組合に会社への対応について相談し、組合を上部団体とする支部組合となった。
- (2) 12月1日、組合は、会社に対し、退職金等の支払を求めて団体交渉を申し入れた。しかしながら、会社は、何らの対応もせず、団体交渉は開催されなかった。
- (3) 28年1月4日、組合員 A 5 (以下「A 5 組合員」という。)は、未払退職金を被保全債権として、会社が東京労働局に申請していたキャリア形成促進助成金に対する債権仮差押命令の申立て(東京地方裁判所平成28年(ヨ)第21001号)を行い、同月5日、仮差押決定を得た。
- (4) 前項の仮差押決定を受けて、組合は、1月19日、再度会社に対し団体交渉を申し入れるため、B 1 社長の配偶者が居住するマンション(なお、B 1 社長の自宅かどうかについては争いがある。)に団体交渉申入書を配達証明郵便と普通郵便とで郵送したが、配達証明郵便は不在で返送された。会社は、普通郵便の団体交渉申入書に対し、何らの対応もしなかった。
- (5) 1月21日、B 1 社長が、A 5 組合員及び A 2 組合 の代理人である A 6 弁護士と A 7 弁護士の事務所を訪問したため、両弁護士は、A 5 組合員及び A 2 組合 の代理人として、退職金を支払うこと、本件脱退手続を実施すること等を要求する同日付「要求書」を交付した。これに対し、会社は、何らの対応もしなかった。
- (6) 2月2日、組合は、B 1 社長の配偶者が居住するマンション前において抗議行動を行い、同日付団体交渉申入書を封入した封筒を、同マンシ

ヨンのポストに投函するとともに、近隣住民に抗議のビラを配布した。

これに対し、B 1 社長は、団体交渉申入書を封入した封筒に「受け取り拒否します。B 1」と記載した紙を貼付し、組合事務所のポストに投函した。

- (7) 以上の経緯を経ても、団体交渉は開催されなかったため、組合は、2月10日、当委員会に対し、会社の行為が正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとして本件不当労働行為救済申立てを行った。

【甲4～10、甲12～14、乙7、審査の全趣旨、当委員会に顕著な事実】

3 本件合意の成立

6月23日、組合と会社らとは、本件の第5回調査期日において、退職者の本件脱退手続きに関し、本件合意を締結した。内容は以下のとおりである。

- (1) 退職者は、本件脱退手続きに必要な事項（退職者の住所を含む。）を記入したC 1 法人の脱退届を、代理人を介して、7月22日限り、その代理人への委任状の写しとともに会社らに提出するものとする。但し、委任状の写しを提出できない退職者はこの限りでない。
- (2) 会社らは、前項の脱退届及び委任状に記載された退職者の個人情報について、「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年厚生労働省告示第259号、平成24年厚生労働省告示第357号及び平成27年厚生労働省告示第454号）等、関係法令を遵守する。
- (3) 会社らは、上記(1)の脱退届を提出した退職者について、今後、懲戒処分に処しないことを確認する。
- (4) 会社らは、上記(1)の脱退届を、28年7月28日限り、本件脱退手続きに必要な事項を記入した上で、C 1 法人に提出するものとする。
- (5) 会社らは、前項の脱退届をC 1 法人に提出し次第、速やかに組合に報告する。

【甲15】

4 本件合意の白紙撤回

- (1) 6月29日、A 5 組合員外2名の組合員は、会社に対し、未払退職金の支払を求める別件訴訟を提起した。
- (2) 7月28日、本件の第6回調査期日において、会社は、上記(1)の別件訴

訟の提起が信義誠実の原則に反し、話し合いによる和解解決が望めるという大前提を欠くことになったため、本件合意を白紙撤回する旨主張し、8月6日、会社は、組合に対し、本件合意を白紙撤回する旨記載した書面を送付した。

- (3) これに対し、組合は、会社に対し、8月12日付「通知書」を送付して抗議した。

【甲16～18、乙17、審査の全趣旨】

5 本件記事の公開

そうしたところ、会社は、8月14日、本件サイトに本件記事を記載した。本件記事の内容は、別紙記載のとおりである。

なお、本件記事の記載のうち、「『建造物侵入、暴行・傷害』で逮捕者がでた」との記載について、会社が根拠としたインターネット上の記事は、ジャーナリストによる記名記事であり、同記事自体に建造物侵入、暴行・傷害の容疑で組合事務所等が家宅搜索された旨の記載はあるが、逮捕者が出た旨の記載はない。また、「組合員に会社の個人情報、機密事項、社員の住所・電話番号、取引先の情報等を盗ませそこにユニオンがビラをまき、それを会社が咎めて懲戒解雇処分にすると、不当解雇だといって退職和解金を請求するということが頻繁に行われている」との記載について、会社が根拠としたのは、インターネット掲示板「2ちゃんねる」に掲載された匿名の書き込みである。

本件結審日（29年1月17日）現在、本件記事は、インターネット上で公開されている。

【甲19、乙27の1、乙27の2、審査の全趣旨】

6 8月17日付書面の退職者への送付

続けて、会社は、退職者に対し、下記の内容を含むほか、同封した退職経緯書を返信すれば本件脱退手続を完了させる旨記載した8月17日付書面を送付した。

記

「平成27年11月末頃から A3 及び A4 らが X1 組合 に加入し、仮装労働争議を Y1 会社及び C4 会社に対して仕掛けてきました。

X 1 組合 は武闘派の外部労働組合で知られており、これまでも『建造物侵入、暴行・傷害』で逮捕者を出し、組合員に会社の個人情報、機密事項、社員の住所・電話番号、取引先の情報等を盗ませるといった不法行為を行っている組織のようです。

また X 1 組合 の執行委員長の A 1 氏は C 3 の大学の後輩にあたる関係とのことで、仮装労働争議が C 3 らの画策であることが想定されます。

当社は東京都労働委員会の調停で不当労働行為についての事実はないという前提で相手方と話し合いを進めておりますが、根本が労働問題ではないため並行線のままです。」

なお、会社が上記記載の根拠としたのは、本件記事と同様のインターネット上の記事及びインターネット掲示板「2ちゃんねる」に掲載された匿名の書き込み等である。

【甲20、乙27の1、乙27の2、審査の全趣旨】

7 本件の追加申立て及び当初申立ての取下げ

- (1) 28年9月7日、組合は、8月14日に会社が本件サイトに本件記事を記載したことが組合の運営に対する支配介入に当たると主張して追加申立て（第1、2(1)）を行った。
- (2) 10月31日、組合は会社が退職者に8月17日付書面を送付したことが組合の運営に対する支配介入に当たると主張して追加申立て（第1、2(2)）を行った。
- (3) 11月22日、組合は、当初、請求する救済の内容として求めていた「組合員の退職金支払い要求等を協議事項とする団体交渉を拒否することなく、誠実にいき、直ちに未払い退職金を支払わなければならない。」については、申立てを取り下げた。
- (4) 11月22日に実施された本件の第9回調査期日において、組合及び会社は、審問を経ないで本件を結審することに異議がない旨を述べ、29年1月17日、当委員会は、審問を経ないで本件を結審した。

【当委員会に顕著な事実】

第3 判 断

1 本件は仮装労働争議であり、労働問題ではないから不当労働行為とはなり得ない旨の会社の主張について

(1) 被申立人会社の主張

組合の労働争議なるものは、乗っ取りグループによる不当な多額の資産流出（窃盗に該当し得る行為も多々含む。）に関し、会社が被害を回復したり加害者側を追及したりすることを大幅に遅延させる目的をもってなされた仮装労働争議であり、本件は労働問題ではない。したがって、本件は不当労働行為としての前提を欠くものであるから、そもそも不当労働行為とはなり得ない。

(2) 当委員会の判断

会社は、本件が、不当労働行為制度の本来の目的から外れて制度を濫用するものであると主張するようであるが、組合は、会社に対し、組合員の退職金の支払等についての団体交渉を申し入れ、また、本件脱退手続を実施するよう求めていたことからすれば、本件が不当労働行為制度を濫用するものとはいえない。

したがって、会社の主張は採用することができない。

2 平成28年8月14日に会社が本件サイトに本件記事を記載したことが支配介入に当たるか否かについて

(1) 申立人組合の主張

① 使用者に言論の自由が認められるとしても、労働者の団結権を侵害してはならない。言論の内容、発表の手段、方法、発表の時期、発表者の地位、身分、言論発表の与える影響などから、使用者の言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に影響を及ぼすような場合は支配介入になると解すべきである。

② 本件記事は、組合と会社との間で一旦締結した本件合意が会社によって破棄された直後、労使関係が急速に悪化していくタイミングで、会社が運営する本件サイトに記載された記事であり、退職金債権の支払を求めて組合活動を行っている退職者に対し、組合及び組合員に対する誹謗中傷を行った上で、個別交渉を申し入れたものであるところ、実際、本件記事によって組合活動から離脱する者が現れている。

したがって、8月14日に会社が本件サイトに本件記事を記載したことは、支配介入に当たる。

(2) 被申立人会社の主張

会社が本件サイトに本件記事を記載したことは認めるが、組合をキーワードにしてインターネット検索を行うと一連の事件についての記事が閲覧できるため、是非はともかくとして「そういった事実があったようだ」と記載してあるだけであり、組合に対して事実を反した誹謗中傷は行ってない。また、本件記事を記載した目的は本件脱退手続の早期完了のためであり、組合への加入を妨害するような記載もないから、支配介入には当たらない。

(3) 当委員会の判断

①ア 本件記事には、「A3 が所属すると称する組合」である組合について「当方がインターネット等で調べたところ、いろいろとトラブルがあったようです。」「『建造物侵入、暴行・傷害』で逮捕者がでたり、組合員に会社の個人情報、機密事項、社員の住所・電話番号、取引先の情報等を盗ませそこにユニオンがビラをまき、それを会社が咎めて懲戒解雇処分にすると、不当解雇だといって退職和解金を請求するということが頻繁に行われているようです。」「通常ユニオンは金が取れないとわかると去っていくものようです」との記載がある（第2、5）。

イ 会社は、組合をキーワードにしてインターネット検索を行うと一連の事件についての記事が閲覧できるため、是非はともかくとして「そういった事実があったようだ」と記載してあるだけであり、組合に対して事実を反した誹謗中傷は行ってないと主張する。

しかしながら、本件記事の上記記載には、「ようです」との語句があるものの、本件記事を閲覧した者に対し、このような事実があることを強く印象付けようとするものであり、組合が金銭を目的に違法行為を頻繁に行っているという印象を与えるものである。

そして、本件記事の上記記載の根拠がインターネット検索による記事だけであることは会社も認めるところであるが、インターネッ

トで検索できる記事は多種多様であり、信頼するに足りないものが多数存在していることに鑑みれば、インターネット検索で閲覧できる記事を基にして情報発信を行う場合は、慎重でなければならないのは当然のことである。本件記事の記載のうち、「『建造物侵入、暴行・傷害』で逮捕者がでた」との記載について、会社が根拠としたインターネット上の記事は、ジャーナリストによる記名記事ではあるが、内容の正確性を判断する材料はない上に、同記事自体に建造物侵入、暴行・傷害の容疑で家宅搜索された旨の記載はあるが、逮捕者が出た旨の記載はない（第2、5）。また、「組合員に会社の個人情報、機密事項、社員の住所・電話番号、取引先の情報等を盗ませそこにユニオンがビラをまき、それを会社が咎めて懲戒解雇処分にする、不当解雇だといって退職和解金を請求するということが頻繁に行われている」との記載について、会社が根拠としたインターネット掲示板「2ちゃんねる」に掲載された匿名の書き込み（第2、5）は、誰が何を根拠に書いているのかも分からないものであって信用するに足りるものではないことは明らかである。

したがって、本件記事の上記記載内容が真実であったと認めることはできず、他に上記記事の記載内容が真実であると信じる相当の事由があったともいえない。

- ウ 以上からすれば、会社は、組合が金銭を目的に違法行為を頻繁に行っていると印象付けようとしたことは明らかであるから、本件記事の上記記載は、組合に対する誹謗中傷であるといわざるを得ない。
- ②ア さらに、会社は、「相手方とはとことん争うつもりですが、こういった争いは2年以上かかってしまうので、元従業員の方のC1法人手続きを早期に終了させたいので、A3を経由せずに直接当方に連絡をお願いします。」と記載している（第2、5）。「元従業員の方」とは、退職者を指すところ、上記記載は、会社が、組合を通して本件脱退手続の実施を求めている退職者に対し、会社と組合との紛争が長期化することを宣言した上で、早期手続の終了を口実に組合と退職者の切り離しを図り、組合活動の弱体化を図るものであると認め

られる。

イ 会社は、本件記事を記載した目的は本件脱退手続の早期完了のためであり、組合への加入を妨害するような記載もないから、支配介入には当たらないと主張するが、本件記事の上記記載が、早期手続の終了を口実に組合と退職者の切り離しを図り、組合活動の弱体化を図るものであることは上記アで述べたとおりであるから、会社の主張は採用することができない。

③ そして、本件記事は、8月14日、会社が、本件サイトに記載したものであるが（第2、5）、6月23日、本件の第5回調査期日の席上において、組合と会社らとが締結した本件合意（同3）について、会社は、その履行期限である7月28日に実施された本件の第6回調査期日において白紙撤回する旨の主張を行い、8月6日、白紙撤回する旨の通知を組合に送付し（同4(2)）、一方、組合は、これに対し、「通知書」で抗議を行っていた（同4(3)）。このように、本件記事の記載は、和解解決に向かおうとしていた労使関係が急速に悪化していく時期になされたものであることが認められる。

④ 以上のとおり、本件記事は、労使関係が急速に悪化していく時期に、組合を誹謗中傷した上で、早期解決を口実に退職者に対して直接会社に連絡することを求め、組合と退職者を切り離し、組合の弱体化を図ろうとするものであるから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

3 会社が退職者に8月17日付書面を送付したことが支配介入に当たるか否かについて

(1) 申立人組合の主張

8月17日付書面は、組合と会社との間で一旦締結した本件合意が会社によって破棄され、労使関係が急速に悪化していくタイミングで会社から退職者に送付されたものであり、組合の活動経歴に対し事実無根の発言を並べ立てて組合に対する根拠のない悪質な誹謗中傷行為を行うとともに、組合の要求事項を無視し、組合員や組合加入を検討していた退職者に対して、あからさまに個別交渉を申し入れた証拠そのものである。

8月17日付書面は、組合を違法な活動を行う団体であると記載し、組合

への参加を躊躇せしめる、威嚇的な内容であるとともに、組合による活動を無効化せしめようとする懐柔的な内容であり、実際組合を通じての活動から離脱する者が現れ、また、組合脱退に至らずとも、組合員の多くが動揺し、新たに組合加入する退職者は現れていない状態に至っている。したがって、会社が退職者に8月17日付書面を送付したことは、支配介入に当たる。

(2) 被申立人会社の主張

組合を「武闘派」と表現したのはB1社長がインターネットの記事を見た感想であり、組合を誹謗中傷する意図はない。組合は、会社に組合員の構成について開示を行っていないところ、会社は、顕在化している組合員には8月17日付書面を郵送していない。また、文書の内容も事実に基づくものであり、大多数の退職者は組合との関わりを避けたいという意向のようである。

以上から、労働組合への支配介入だという主張は失当である。

(3) 当委員会の判断

① 会社は、本件記事を本件サイトに記載するとともに、退職者に対し、同封した退職経緯書を返信すれば本件脱退手続を完了させる旨の8月17日付書面を送付した(第2、6)。かかる行為は、退職者の窓口となって本件脱退手続の履行を求めていた組合を通さず、退職者に対して個別交渉を求めたものであるから、組合と退職者との切り離しを図り、組合活動の弱体化を図るものであるといえる。

②ア また、会社は、8月17日付書面において、「平成27年11月末頃からA3及びA4らがX1組合に加入し、仮装労働争議をY1会社及びC4会社に対して仕掛けてきました。X1組合は武闘派の外部労働組合で知られており、これまでも『建造物侵入、暴行・傷害』で逮捕者を出し、組合員に会社の個人情報、機密事項、社員の住所・電話番号、取引先の情報等を盗ませるといった不法行為を行っている組織のようです。」と記載した(第2、6)。上記記載は、8月17日付書面を閲覧した者に対し、組合が違法行為を頻繁に行っていると印象付け、組合を誹謗中傷するもの

であり、組合への参加を躊躇させるものであるといえる。

イ 会社は上記記載が事実であると主張するが、既に前記2(3)①イで述べたとおり、会社の主張は採用することができない。

ウ そして、会社は、組合を誹謗中傷する意図はない旨主張するが、8月17日付書面が組合を誹謗中傷するものであることは上記アで述べたとおりであるから、会社の主張は採用することができない。

エ さらに、会社は、自己の知り得る組合員には送付していないこと、大多数の退職者は組合と関わり合いを持ちたくないことからすれば、支配介入には当たらないとも主張する。

しかしながら、上記アで述べたとおり、8月17日付書面は、組合を誹謗中傷して、組合への参加を躊躇させ、組合の弱体化を図るものであり、同書面を組合員以外の退職者に送付することも組合に対する支配介入であることは明らかであるから、会社の主張は採用することができない。

③ 以上のとおり、8月17日付書面は、組合を誹謗中傷した上で、退職者に対して個別交渉を求めるものであり、退職者の本件脱退手続の早期実現を図ろうとしていた組合と退職者とを切り離し、組合の弱体化を図ろうとするものであるから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

4 救済方法について

組合は、組合に対する謝罪と陳謝文の掲示等を求めているが、本件の救済方法としては、主文のとおりとすることが相当であると考える。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、①平成28年8月14日に会社が本件サイトに本件記事を記載したこと、②会社が退職者に8月17日付書面を送付したことは、いずれも労働組合法第7条第3号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成29年3月21日

東京都労働委員会

会 長 房 村 精 一

別紙

X 1 組合 宛に送った合意書白紙撤回通知書に対する回答書を A 3 が内容証明郵便で送ってきたようです。当方に対する数々の誹謗中傷、権利侵害及び業務妨害について、A 3 が主体となっておこなっていることだとはわかっていますが、いままで特定できなかったため次のアクションを起こしかねておりました。これで個人が特定できました。

以前から警察当局に本件は相談して^(ママ)いておりました。ユニオン対策課というものもあり、担当の警察の方が親切にアドバイスしてくれました。

現在の労働ユニオンは全国でトラブルになっているそうです。

労働法を盾にとっているのではなかなか不法行為が取り締まることが難しい状況のようです。公安警察の監視対象となっているとも聞きました。

A 3 が所属すると称する組合を当方がインターネット等で調べたところ、いろいろとトラブルがあったようです。

「建造物侵入、暴行・傷害」で逮捕者がでたり、組合員に会社の個人情報、機密事項、社員の住所・電話番号、取引先の情報等を盗ませそこにユニオンがビラをまき、それを会社が咎めて懲戒解雇処分にする、不当解雇だといって退職和解金を請求するということが頻繁に行われているようです。

もっとも Y 1 会社 の場合は C 3 たちに重要書類は全て盗まれているので、最初から A 3 がもっていたわけですが...

ということで当方の関係者に A 3 から連絡があった場合は誹謗中傷、権利侵害及び業務妨害の内容を全て記録、また事務所などの施設に押し入って来た場合は、直ちに警察に通報するように要請いたしました。

通常ユニオンは金が取れないとわかると去っていくものようですが、(Y 1 会社に資産がないことは周知の事実です) 執拗な A 3 の不法行為は、労働争議とは別の目的 (Y 1 会社 の代表者の個人攻撃、 Y 1 会社 の法人格を消滅させて C 3 らの不法行為の証拠隠滅) があることは明らかです。

相手方とはとことん争うつもりですが、こういった争いは2年以上かかってしまうので、元従業員の方の C 1 法人手続きを早期に終了させたいので、A 3 を經由せず直接当方に連絡をお願いします。